

経営者保証に関するガイドライン対応方針について

J A 太田市

当組合は、経営者保証に関するガイドライン研究会（平成 25 年 12 月 5 日）が公表した「経営者保証に関するガイドライン」の内容を踏まえ、本ガイドラインを遵守して取り扱うこととしております。

お客さまと保証契約締結する場合や保証債務の整理を申し立てられた場合は、本ガイドラインに基づき誠実に対応するよう努めてまいります。

詳細は、日本商工会議所および全国銀行協会のホームページをご覧ください。

- 日本商工会議所

<http://www.jcci.or.jp/news/jcci-news/2013/1205140000.html>

- 全国銀行協会

<https://www.zenginkyo.or.jp/news/2013/12/05140000.html>